

令和 8 年門真市議会第 3 回定例会



議 案 書

門 真 市

第3回定例会付議事件目次

ページ

第1	報告第6号	令和7年度門真市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	1
第2	議案第57号	令和7年度門真市水道事業剰余金の処分について	2
第3	議案第58号	令和7年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について	3
第4	議案第59号	門真市民プラザ等移転に伴う旧門真市立砂子小学校大規模改修工事請負契約の締結について	4
第5	議案第60号	(仮称)新統合小学校他整備工事に伴う四宮小学校解体工事請負契約の一部変更について	6
第6	議案第61号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	8
第7	議案第62号	門真市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部改正について	10
第8	議案第63号	門真市税条例及び災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例の一部改正について	12
第9	議案第64号	門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	26
第10	議案第65号	門真市水道条例の一部改正について	29
第11	議案第66号	令和8年度門真市一般会計補正予算(第5号)	33
第12	議案第67号	令和8年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	87
第13	議案第68号	令和8年度門真市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	101
第14	議案第69号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	116
第15	議案第70号	教育委員会委員の任命について	118
第16	認定第1号	令和7年度門真市歳入歳出決算認定について	120
第17	認定第2号	令和7年度門真市水道事業会計決算認定について	121
第18	認定第3号	令和7年度門真市公共下水道事業会計決算認定について	122

報告第6号

令和7年度門真市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度門真市の健全化判断比率及び資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.78)	— (16.78)	5.7 (25.0)	48.3 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。
- 2 () 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	資金不足比率の算定に用いる事業の規模
水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「政令」という。）第17条第1号の規定による。
公共下水道事業会計	—	政令第17条第1号の規定による。

備考 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

議案第57号

令和7年度門真市水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度門真市水道事業剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

区分	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	円	円	円
当年度末残高	7,282,425,939	23,272,270	187,001,957
議会の議決による処分数額	100,000,000	0	△180,000,000
減債積立金の積立	0	0	△50,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△30,000,000
資本金への組入	100,000,000	0	△100,000,000
処分後残高	7,382,425,939	23,272,270	(繰越利益剰余金) 7,001,957

議案第58号

令和7年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度門真市公共下水道事業剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

区分	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	円	円	円
当年度末残高	5,258,611,530	12,238,800	389,221,683
議会の議決による処分額	18,296,172	0	△318,296,172
減債積立金の積立	0	0	△300,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	18,296,172	0	△18,296,172
処分後残高	5,276,907,702	12,238,800	(繰越利益剰余金) 70,925,511

議案第59号

門真市民プラザ等移転に伴う旧門真市立砂子小学校大規模改修 工事請負契約の締結について

門真市民プラザ等移転に伴う旧門真市立砂子小学校大規模改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

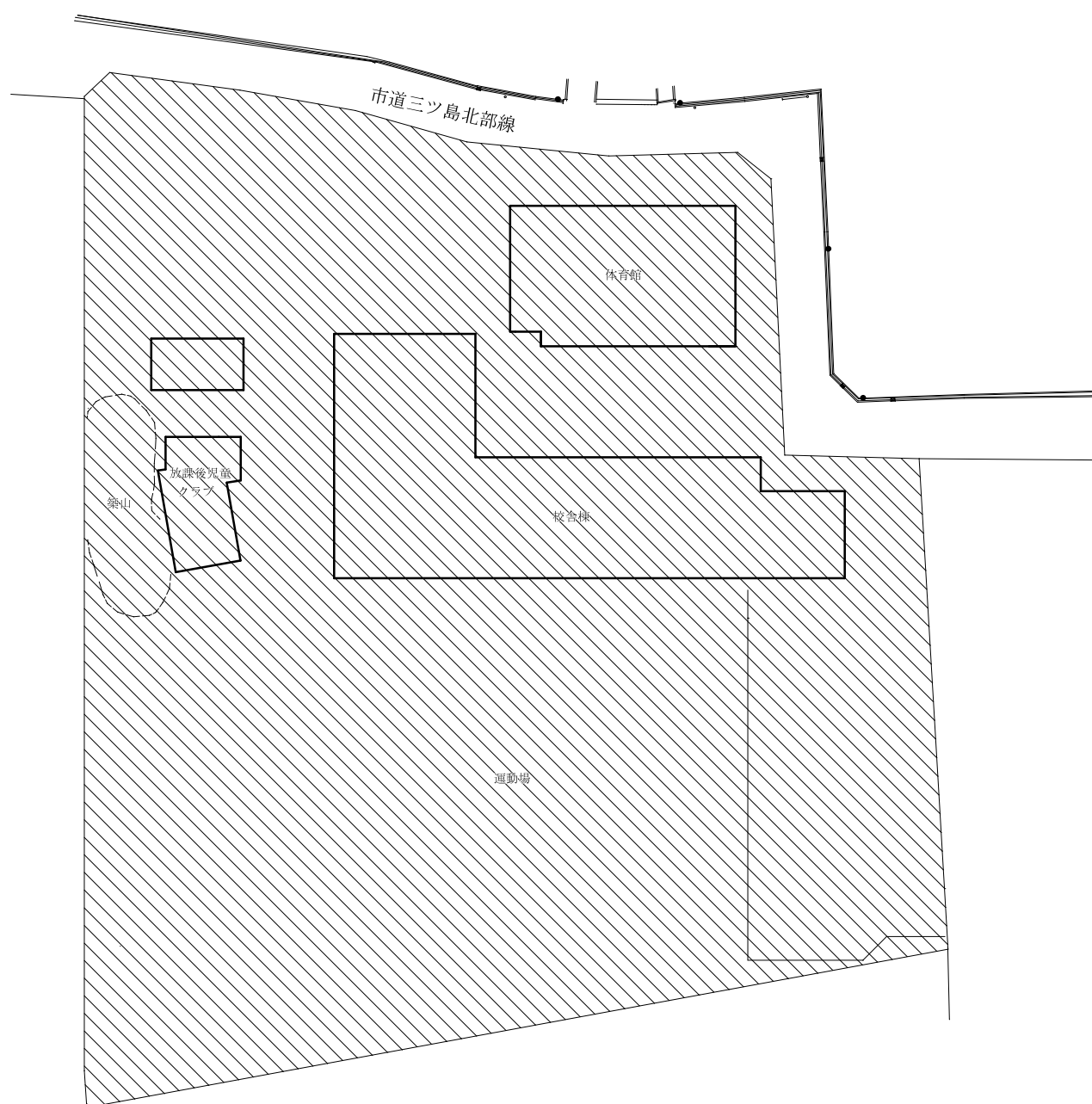
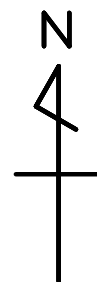
令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 門真市民プラザ等移転に伴う旧門真市立砂子小学校大規模改修
工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1,638,428,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市住吉区住吉一丁目1番3-101号
共同建設株式会社
代表取締役 池見 祐信 |
| 5 完 成 期 限 | 令和9年12月24日 |

門真市民プラザ等移転に伴う旧門真市 立砂子小学校大規模改修工事



凡 例	
	今回工事場所

議案第60号

（仮称）新統合小学校他整備工事に伴う四宮小学校解体工事請
負契約の一部変更について

（仮称）新統合小学校他整備工事に伴う四宮小学校解体工事について、次のとおり
請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処
分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和8年3月23日門真市議会第1回定例会において議決のあった（仮称）新統合
小学校他整備工事に伴う四宮小学校解体工事請負契約について、契約金額
「524,013,600円」を「526,341,200円」に改める。

参考資料

- 1 工 事 名 (仮称) 新統合小学校他整備工事に伴う四宮小学校解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 524,013,600円
- 4 契約の相手方 大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号
村本建設株式会社大阪支店
常務執行役員支店長 先山 正登
- 5 完 成 期 限 令和9年3月31日

令和8年3月23日 原案可決

議案第61号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日許可）の一部を次のように変更することについて関係市町村と協議するので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）による社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う社会保険診療報酬支払基金の名称の変更に当たり、関係市町村と協議を行うため、本案を提出するものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
（広域連合の経費の支弁の方法） 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 交付金</u> (5) 略 2 略	（広域連合の経費の支弁の方法） 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 社会保険診療報酬支払基金交付金</u> (5) 略 2 略

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

議案第62号

門真市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部改正について

門真市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年条例第2号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和8年法律第27号）による地方自治法の一部改正に伴い、財政に関する公表事務の合理化等を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

門真市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 「財政事情」の公表は、毎年 <u>12月</u> にこれを行うものとする。 2 略	第2条 「財政事情」の公表は、毎年 <u>6月1日及び12月1日</u> にこれを行うものとする。 2 略
第3条 前条第1項の規定により公表する「財政事情」においては、 <u>4月1日から9月30日までの期間</u> における次に掲げる事項を掲載し、かつ、 <u>前年度の収支の状況</u> を明らかにするものとする。 (1)～(5) 略	第3条 前条第1項の規定により <u>6月1日</u> に公表する「財政事情」においては、 <u>前年度10月1日から同年度3月31日までの期間</u> における次に掲げる事項を掲載し、かつ、 <u>財政の動向及び市長の財政方針</u> を明らかにするものとする。 (1)～(5) 略 2 <u>前条第1項の規定により12月1日に公表する「財政事情」においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の収支の状況を明らかにするものとする。</u>
2 略	3 略

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第63号

門真市税条例及び災害による被害者に対する門真市税の減免に
関する条例の一部改正について

門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）及び災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例（昭和59年門真市条例第24号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の公布に伴い、個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定整備及び特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例の創設を行うとともに、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市税条例及び災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

(門真市税条例の一部改正)

第1条 門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所得割の課税標準) 第19条 1～2 略 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第24条の2において「特定配当等」という。）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 略 (寄附金税額控除) 第23条の2 1 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令	(所得割の課税標準) 第19条 1～2 略 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第24条の2において「特定配当等」という。</u>）<u> </u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 略 (寄附金税額控除) 第23条の2 1 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令

改正後	改正前
第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号並びに第28条の3第1項及び第2項第4号において同じ。))(前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。 2～9 略	第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。 2～9 略
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。))	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。))

改正後	改正前
から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。）の氏名	(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名
(3)～(4) 略	(3)～(4) 略
2～4 略	2～4 略
5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。	5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。
6 略	6 略
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第28条の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支	第28条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」と</u>

改正後	改正前
払者をいう。以下この条において同じ。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける 日の前日までに、施行規則で定めるところ により、次項各号に掲げる事項を記載した 申告書を、当該公的年金等支払者を經由し て、市長に提出しなければならない。 (1) 所得税法第203条の6第1項の規定に より同項に規定する申告書を提出しなけ ればならない者 (2) 法の施行地において公的年金等（所得 税法第203条の7の規定の適用を受ける ものを除く。）の支払を受ける第13条第 1項第1号に掲げる者であって、特定配 偶者（所得割の納税義務者（合計所得金 額が9,000,000円以下であるものに限 る。）の自己と生計を一にする配偶者（合 計所得金額が950,000円以下であるもの に限る。）をいう。次号及び次項第3号 において同じ。）（退職手当等（第48条 に規定する退職手当等に限る。以下この 号において同じ。）に係る所得を有する 者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未 満の者又は控除対象扶養親族であって退 職手当等に係る所得を有する者に限る。） 若しくは特定親族（退職手当等に係る所 得を有する者であって、合計所得金額が 850,000円以下であるものに限る。）を有 する者 (3) 法の施行地において公的年金等（所得 税法第203条の7の規定の適用を受ける ものに限る。）の支払を受ける第13条第 1項第1号に掲げる者（当該年中に支払 を受けるべき当該公的年金等の額がその 年最初に当該公的年金等の支払を受ける べき日の前日の現況において政令第48条 の9の7の3に定める金額に満たない者 を除く。）であって、障害者、寡婦若し くはひとり親に該当する者又は特定配偶 者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者 又は控除対象扶養親族に限る。）若しく は特定親族（合計所得金額が850,000円以	いう。）の支払を受ける者であって、特定 配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金 額が9,000,000円以下であるものに限る。） の自己と生計を一にする配偶者（退職手当 等（第48条に規定する退職手当等に限る。 以下この項において同じ。）に係る所得を 有する者であって、合計所得金額が950,000 円以下であるものに限る。）をいう。第2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって 退職手当等に係る所得を有する者に限る。） 若しくは特定親族（退職手当等に係る所得 を有する者であって、合計所得金額が 850,000円以下であるものに限る。）を有す る者（以下この条において「公的年金等受 給者」という。）で市内に住所を有するも のは、当該申告書の提出の際に経路すべき 所得税法第203条の6第1項に規定する公 的年金等の支払者（以下この条において「公 的年金等支払者」という。）から毎年最初 に公的年金等の支払を受ける日の前日まで に、施行規則で定めるところにより、次に 掲げる事項を記載した申告書を、当該公的 年金等支払者を經由して、市長に提出しな ければならない。 (1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) その他施行規則で定める事項

改正後	改正前
下であるものに限る。)を有する者 2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 公的年金等支払者の名称 (2) 公的年金等受給者が、<u>法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> (3) 特定配偶者の氏名 (4) 扶養親族又は特定親族の氏名 (5) その他施行規則で定める事項 3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> 4 略 5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が政令第48条の9の8において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> 3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が政令第48条の9の7の3において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき

改正後	改正前
事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第8条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第8条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314	事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第8条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第8条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314

改正後	改正前
条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第37条の2第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項、附則第42条第1項、附則第43条第1項、附則第44条第1項、附則第45条第1項又は附則第49条第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第37条の2第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項、附則第42条第1項、附則第43条第1項、附則第44条第1項_____又は附則第49条第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）
第8条の9 <u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	第8条の9 <u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。
2～3 略	2～3 略
第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定により	第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定により

改正後	改正前
なかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	なかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項_____に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第40条 令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。	第40条 令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
2 前項の規定は、令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割につ	2 前項の規定は、令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割につ

改正後	改正前
いて準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第45条 当分の間、所得割の納税義務者が前	いて準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略
年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第19条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係	第45条 削除

改正後	改正前
<u>る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> (1) <u>第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第45条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (2) <u>第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3) <u>第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第45条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第45条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第45条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割</u>	

改正後	改正前
の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。	

(災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例の一部改正)

第2条 災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例（昭和59年門真市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市民税の減免)	(市民税の減免)
第2条	第2条
1 略	1 略
2 市民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅（自己が居住する場合に限る。）又は家財（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、 <u>法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額</u> （法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。） <u>、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額</u> （法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。） <u>、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の3の6第4項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）が10,000,000円</u>	2 市民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅（自己が居住する場合に限る。）又は家財（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、 <u>附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額</u> （法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。） <u>、附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額</u> （法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。） <u>、附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u> <u>又は附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）が10,000,000円以下である者</u>

改正後	改正前
以下である者であつて、当該納税義務者が納付すべき被災年度（当該災害により損害を受けた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分の税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。	であつて、当該納税義務者が納付すべき被災年度（当該災害により損害を受けた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分の税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。
略	略
3～4 略	3～4 略

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中門真市税条例第27条第1項ただし書、第28条の2及び第28条の3の改正規定並びに同条例附則第6条及び附則第8条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第1条中門真市税条例第23条の2第2項の改正規定並びに同条例附則第8条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、同条例附則第9条の2の改正規定及び同条例附則第40条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 第1条中門真市税条例附則第8条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び同条例附則第45条の改正規定並びに第2条中災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例第2条第2項の改正規定（「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の次に「、法附則第35条の3の6第4項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える部分に限る。）並びに次条第3項、第5項及び第6項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の門真市税条例（以下「新条例」という。）第28条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の門真市税条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第8条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされ

る同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の門真市税条例附則第8条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第40条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第40条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第45条の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 前条第3号に掲げる規定による改正後の災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例第2条第2項の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

議案第64号

門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和8年法律第27号）による地方公営企業法の一部改正に伴い、業務状況説明書類の提出時期等を見直すとともに、引用条項の整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9</u> <u>第8項</u>の規定により、水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する企業職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。 （業務状況説明書類の提出） 第10条 管理者は、水道事業及び公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、<u>前年10月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を毎事業年度11月30日までに</u>市長に提出しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、<u>次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> (1)～(2) 略 (3) <u>前事業年度の決算の状況</u> (4) <u>前項の規定による提出を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか水道事業又は公共下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</u> 3 略	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u> <u>第8項</u>の規定により、水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する企業職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。 （業務状況説明書類の提出） 第10条 管理者は、水道事業及び公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、<u>毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに</u>市長に提出しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、<u>次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u> (1)～(2) 略 — — — — — — (3) <u>前2号に掲げるもののほか水道事業又は公共下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</u> 3 略

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第65号

門真市水道条例の一部改正について

門真市水道条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

現在の水道事業の経営状況に鑑み、水道事業の持続可能な経営基盤の構築に向けた水道料金の適正化を図るため、本条例案を提出するものである。

門真市水道条例の一部を改正する条例

門真市水道条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(料金)					(料金)				
第26条 料金は、1月について次に掲げるとおりとする。					第26条 料金は、1月について次に掲げるとおりとする。				
(1) 専用給水装置、共用給水装置及び連用給水装置の料金は、次の表に定めるところにより算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。					(1) 専用給水装置、共用給水装置及び連用給水装置の料金は、次の表に定めるところにより算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。				
区分	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 (1立方メートルにつき)	区分	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	1,160円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	200円	一般用	10立方メートルまで	896円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	158円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	270円				20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	208円
			30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	310円				30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	239円
			40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	350円				40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	270円

改正後					改正前				
				メートル を超え50 立方メー トルまで の分				メートル を超え50 立方メー トルまで の分	
				50立方 メートル を超え 100立方 メートル までの分	<u>380円</u>			50立方 メートル を超え 100立方 メートル までの分	<u>296円</u>
				100立方 メートル を超え 200立方 メートル までの分	<u>440円</u>			100立方 メートル を超え 200立方 メートル までの分	<u>341円</u>
				200立方 メートル を超え 500立方 メートル までの分	<u>490円</u>			200立方 メートル を超え 500立方 メートル までの分	<u>379円</u>
				500立方 メートル を超える 分	<u>500円</u>			500立方 メートル を超える 分	<u>384円</u>
) 略					) 略				
(2) 略					(2) 略				
2～4 略					2～4 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和10年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市水道条例第26条第1項第1号の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用した水量に係る料金から適用し、施行日前に使用した水量に係る料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 施行日以後最初に検針する水量は、1月を30日とし、各日均等に使用したものとみなす。

議案第66号

令和8年度門真市一般会計補正予算（第5号）

令和8年度門真市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,389,635千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,866,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	地方交付税	7,579,392	234,396	7,813,788
	1 地方交付税	7,579,392	234,396	7,813,788
14	国庫支出金	24,037,085	19,564	24,056,649
	1 国庫負担金	15,939,505	98,911	16,038,416
	2 国庫補助金	8,045,915	△79,347	7,966,568
15	府支出金	5,769,546	64,770	5,834,316
	1 府負担金	3,996,557	442	3,996,999
	2 府補助金	1,311,837	63,318	1,375,155
	3 委託金	461,152	1,010	462,162
18	繰入金	2,148,176	603,429	2,751,605
	2 基金繰入金	2,110,282	603,429	2,713,711
19	諸収入	2,099,543	△192,267	1,907,276
	5 雑入	2,050,709	△192,267	1,858,442
20	市債	13,186,200	412,500	13,598,700
	1 市債	13,186,200	412,500	13,598,700
21	繰越金	0	247,243	247,243
	1 繰越金	0	247,243	247,243
歳 入 合 計		85,477,152	1,389,635	86,866,787

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,401,635	547,513	8,949,148
	1 総務管理費	7,193,512	454,037	7,647,549
	2 徴税費	641,960	88,411	730,371
	3 戸籍住民基本台帳費	434,031	3,208	437,239
	4 選挙費	88,827	1,857	90,684
3	民生費	36,168,297	297,143	36,465,440
	1 社会福祉費	13,481,749	111,992	13,593,741
	2 児童福祉費	9,161,222	53,473	9,214,695
	3 生活保護費	11,828,941	131,615	11,960,556
	4 国民健康保険費	1,696,385	63	1,696,448
4	衛生費	3,746,709	24,481	3,771,190
	1 保健衛生費	1,459,203	7,175	1,466,378
	2 清掃費	2,287,506	17,306	2,304,812
7	土木費	16,951,754	69,818	17,021,572
	4 都市計画費	13,545,049	△7,847	13,537,202
	5 住宅費	1,622,974	77,665	1,700,639
9	教育費	10,038,455	444,578	10,483,033
	1 教育総務費	6,447,153	444,257	6,891,410
	4 幼稚園費	46,658	321	46,979
12	予備費	52,921	6,102	59,023
	1 予備費	52,921	6,102	59,023
歳 出 合 計		85,477,152	1,389,635	86,866,787

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
庁舎別館分館不要物収集運搬処分業務委託	令和8年度 } 令和9年度	千円 37,741
幼保連携型認定こども園給食調理業務委託	令和8年度 } 令和11年度	 83,853
生活保護システムサーバー借上事業	令和9年度 } 令和10年度	 19,212
廃棄物処理施設整備基本方針策定支援業務委託	令和8年度 } 令和9年度	 24,090
ごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び 包括管理運営事業 (令和8年度物価上昇対応分)	令和9年度 } 令和12年度	 69,435

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
支援対象児童等見守り強化事業委託	令和9年度	千円
	）	15,074
	令和10年度	

第3表 地方債補正
変 更

起 債 の 目 的	補正前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 共 施 設 等 整 備	千円 620,600	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方
住 宅 市 街 地 総 合 整 備	3,552,400		金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利	法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償
学 校 教 育 施 設 等 整 備	4,569,900		率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	8,742,900			

補正後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
千円		8.0%以内	5年以内据置かつ30
631,100		(ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
3,555,800	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行		
4,968,500			
9,155,400			

1 総括
(歳入)

計 合 入 歳

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 0 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	7,579,392	234,396	7,813,788
計	7,579,392	234,396	7,813,788

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	15,819,030	98,910	15,917,940
3 教育費国庫負担金	19,770	1	19,771
計	15,939,505	98,911	16,038,416

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	616,019	△1,474	614,545
------------	---------	--------	---------

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 234,396	普通交付税	千円

1 生活保護費等 負担金	97,302	介護扶助費等負担金過年度分 生活扶助費等負担金過年度分	35,523 61,779
21 特別障がい者 手当等負担金	66	特別障がい者手当等負担金過年度分	
91 介護保険料軽減 措置負担金	882	低所得者保険料軽減負担金	
95 生活困窮者自立 相談支援事業費等負担金	660	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金過年度分 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金過年度分	362 298
2 子育てのための 施設等利用 給付費交付金	1	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分	

2 子ども・子育て 支援交付金	△671	子ども・子育て支援交付金	
--------------------	------	--------------	--

1 0 款 地方交付税 1 4 款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 土木費国庫補助金	6,761,379	△77,873	6,683,506
計	8,045,915	△79,347	7,966,568

1 5 款 府支出金
1 項 府負担金

1 民生費府負担金	3,985,084	441	3,985,525
3 教育費府負担金	9,885	1	9,886
計	3,996,557	442	3,996,999

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
62 児童虐待防止 対策等総合支 援事業費補助 金	△5,025	児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	
64 重層的支援体 制整備事業交 付金	1,450	重層的支援体制整備事業交付金（子育て）	
66 地域診療情報 連携推進費補 助金	2,772	地域診療情報連携推進費補助金	
16 社会資本整備 総合交付金	△111,203	住宅市街地総合整備事業費補助金	
83 都市構造再編 集中支援事業 費補助金	33,330	都市構造再編集集中支援事業費補助金	

95 介護保険料軽 減措置負担金	441	低所得者保険料軽減負担金	
2 子育てのため の施設等利用 給付費交付金	1	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分	

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 府支出金

1 5 款 府支出金
2 項 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費府補助金	千円 619,987	千円 △309	千円 619,678
6 土木費府補助金	348,019	63,627	411,646
計	1,311,837	63,318	1,375,155

1 5 款 府支出金
3 項 委託金

1 総務費委託金	215,725	1,010	216,735
計	461,152	1,010	462,162

1 8 款 繰入金
2 項 基金繰入金

4 都市整備基金繰入金	238,294	△12,085	226,209
5 まちづくり整備基金繰入金	504,760	15,514	520,274

節		説明
区分	金額	
31 子ども・子育て支援交付金	千円 △671	子ども・子育て支援交付金
64 重層的支援体制整備事業交付金	362	重層的支援体制整備事業交付金（子育て）
3 住宅市街地総合整備事業費補助金	63,627	住宅市街地総合整備事業費補助金

7 知事選挙委託金	673	知事選挙委託金
8 府議会議員選挙委託金	337	府議会議員選挙委託金

1 都市整備基金繰入金	△12,085	都市整備基金繰入金
1 まちづくり整備基金繰入金	15,514	まちづくり整備基金繰入金

15款 府支出金 18款 繰入金

18 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
9 財政調整基金繰入金	千円 90,000	千円 600,000	千円 690,000
計	2,110,282	603,429	2,713,711

19 款 諸収入

5 項 雑入

2 雑入	2,050,063	△192,267	1,857,796
計	2,050,709	△192,267	1,858,442

20 款 市債

1 項 市債

1 総務債	414,600	10,500	425,100
4 土木債	6,181,000	3,400	6,184,400

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	千円 600,000	財政調整基金繰入金

3 雑入	77,665	修繕預り金返還金
12 老朽建築物等補償費	△290,424	旧北小学校除却補償費
99 雑入	20,492	四條畷市環境センター運転管理負担金精算金 18,239 くすのき広域連合解散に伴う事務承継負担金精算還付金 2,253

11 デジタル活用推進事業債	10,500	納税通知書等電子化事業債
2 公共事業等債	△130,800	住宅市街地総合整備事業債
6 一般事業債	△5,900	住宅市街地総合整備事業債
17 公共施設等適正管理推進事業債	140,100	古川橋駅周辺地区整備事業債

18款 繰入金 19款 諸収入 20款 市債

20 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
6 教育債	千円 4,646,800	千円 398,600	千円 5,045,400
計	13,186,200	412,500	13,598,700

21 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	0	247,243	247,243
計	0	247,243	247,243

節		説	明
区 分	金 額		
16 公共施設等適 正管理推進事 業債	千円 398,600	新統合学校整備事業債 <	

1 前年度繰越金	247,243	前年度繰越金

20款 市債 21款 繰越金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	5,561,680	14,182	5,575,862				14,182
18 減債基金費	75,169	221,957	297,126				221,957
21 財政調整基金費	0	217,898	217,898				217,898
計	7,193,512	454,037	7,647,549	0	0	0	454,037

2 款 総務費

2 項 徴税费

2 賦課徴収費	229,074	88,411	317,485		10,500		77,911
					市債		
					10,500		

節		説 明
区 分	金 額	
9 旅費	千円 59	千円 ○施策評価対象外事業
11 需用費	1,759	庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務 14,182
13 委託料	12,364	旅費 59
		費用弁償 59
		需用費 1,759
		修繕料 1,759
		施設等修繕料 1,759
		委託料 12,364
		各種業務委託料（費用） 12,364
		旧北小学校解体工事補償算定業務委託料 12,364
25 積立金	221,957	○施策評価対象外事業
		減債基金積立事業 221,957
		積立金 221,957
		減債基金（流動資産） 221,957
		基金積立金 221,957
25 積立金	217,898	○施策評価対象外事業
		財政調整基金積立事業 217,898
		積立金 217,898
		財政調整基金（流動資産） 217,898
		基金積立金 217,898

13 委託料	11,704	○施策評価対象外事業
23 償還金利子及び割引料	76,707	税政関係事務 5,852
		委託料 5,852

2 款 総務費

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	641,960	88,411	730,371	0	10,500	0	77,911

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	434,031	3,208	437,239				3,208
計	434,031	3,208	437,239	0	0	0	3,208

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		各種業務委託料（費用） 5,852
		軽自動車税納税通知書等電子化業務委託料 5,852
		固定資産税課税事務 5,852
		委託料 5,852
		各種業務委託料（費用） 5,852
		固定資産税納税通知書等電子化業務委託料 5,852
		○施策評価対象外事業
		市税徴収事務 76,707
		償還金利子及び割引料 76,707
		過年度過誤納還付 76,707
		市税等の還付金 76,707

9 旅費	119	○効率的・効果的な行政運営
		個人番号カード関連事務 3,089
23 償還金利子及び割引料	3,089	償還金利子及び割引料 3,089
		過年度過誤納還付 3,089
		個人番号カード交付事務費補助金返還金 3,089
		○施策評価対象外事業
		窓口事務 119
		旅費 119
		費用弁償 119

2 款 総務費

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 市議会議員 選挙費	千円 7,340	千円 847	千円 8,187	千円	千円	千円	千円 847
4 知事選挙及 び府議会議員 選挙費	20,526	1,010	21,536	1,010 府支出金 1,010			
計	88,827	1,857	90,684	1,010	0	0	847

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	7,968,059	97,749	8,065,808	924 国庫支出金 924			96,825
---------------	-----------	--------	-----------	---------------------	--	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 847	千円 ○施策評価対象外事業 市議会議員選挙執行経費 847 委託料 847 各種業務委託料（費用） 847 選挙人名簿システム改修業務委託料 847
12 役務費	163	○施策評価対象外事業 知事選挙及び府議会議員選挙執行経費 1,010
13 委託料	847	役務費 163 通信運搬費 163 委託料 847 各種業務委託料（費用） 847 選挙人名簿システム改修業務委託料 847

11 需用費	13	○障がい児（者）等への支援
12 役務費	39	障がい者等支援給付事業 69,261 償還金利子及び割引料 69,261
13 委託料	1,848	過年度過誤納還付 69,261 令和7年度障がい者自立支援給付費等国庫負担金返還金
23 償還金利子及び割引料	95,849	58,845 令和7年度障がい児入所給付費国庫負担金返還金 10,416 ○生活保障と自立支援 生活困窮者自立支援事業 505 償還金利子及び割引料 505 過年度過誤納還付 505

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 老人福祉費	2,698,555	14,243	2,712,798	1,323 国庫支出金 882 府支出金 441			12,920
計	13,481,749	111,992	13,593,741	2,247	0	0	109,745

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		令和 7 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金
		505
		○効率的・効果的な行政運営
		デジタルPMH事業（公費医療）
		1,900
		需用費
		13
		印刷製本費
		13
		役務費
		39
		通信運搬費
		39
		委託料
		1,848
		各種業務委託料（費用）
		1,848
		システム改修業務委託料
		1,848
		○施策評価対象外事業
		自立支援医療公費負担事業
		26,083
		償還金利子及び割引料
		26,083
		過年度過誤納還付
		26,083
		令和 7 年度障がい者医療費国庫負担金返還金
		23,819
		令和 7 年度更生医療府費負担金返還金
		2,264
28 繰出金	14,243	○施策評価対象外事業
		介護保険事業特別会計繰出金事務
		14,243
		繰出金
		14,243
		他会計への繰出金
		14,243
		事務費繰出金
		12,463
		地域支援事業繰出金
		11
		低所得者保険料軽減繰出金
		1,765
		低所得者保険料軽減繰出金（過年度分）
		4

3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 658,922	千円 15,828	千円 674,750	千円 △2,707 国庫支出金 △2,398 府支出金 △309	千円	千円	千円 18,535

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 給料	77	○みんなで支え合う子育て環境づくり
3 職員手当等	45	なかよし広場運営事業 1
		償還金利子及び割引料 1
11 需用費	13	過年度過誤納還付 1
12 役務費	38	令和7年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 1
13 委託料	△3,841	養育支援訪問事業 36
		償還金利子及び割引料 36
23 償還金利子及び割引料	19,496	過年度過誤納還付 36
		令和7年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 36
		放課後児童クラブ運営事業 11,086
		償還金利子及び割引料 11,086
		過年度過誤納還付 11,086
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金 11,086
		子育て世帯訪問支援事業 87
		償還金利子及び割引料 87
		過年度過誤納還付 87
		令和7年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 87
		○子育て世帯への支援
		子育て短期支援事業 98
		償還金利子及び割引料 98
		過年度過誤納還付 98
		令和7年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 98
		家庭児童相談事業 209
		償還金利子及び割引料 209

3 款 民生費

3 款 民生費

2項 児童福祉費

[illegible]

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		過年度過誤納還付 209
		令和7年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 203
		令和7年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金返還金 6
		ひとり親自立支援事業 7,383
		償還金利子及び割引料 7,383
		過年度過誤納還付 7,383
		令和7年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金 7,383
		子ども・子育てサービス利用者支援事業 122
		給料 77
		一般職給 77
		一般職給 77
		職員手当等 45
		地域手当 10
		期末手当 19
		勤勉手当 16
		支援対象児童等見守り強化事業 △7,033
		役務費 △1
		通信運搬費 △1
		委託料 △7,537
		各種業務委託料（費用） △7,537
		支援対象児童等見守り強化事業委託料 △7,537
		償還金利子及び割引料 505
		過年度過誤納還付 505
		令和7年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金返還金 505
		○学校教育の推進

3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費	7,172,340	34,005	7,206,345				34,005

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
		医療的ケア児に対する看護師配置事業	16
		償還金利子及び割引料	16
		過年度過誤納還付	16
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金	
			16
		○母子保健の充実	
		こんにちは赤ちゃん事業	74
		償還金利子及び割引料	74
		過年度過誤納還付	74
		令和7年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	
			74
		育児サポートセンター門真親子教室事業	1
		償還金利子及び割引料	1
		過年度過誤納還付	1
		令和7年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金返還金	
			1
		○効率的・効果的な行政運営	
		デジタルPMH事業（公費医療）	3,748
		需用費	13
		印刷製本費	13
		役務費	39
		通信運搬費	39
		委託料	3,696
		各種業務委託料（費用）	3,696
		デジタルPMHシステム改修業務委託料	3,696
23 償還金利子及び割引料	34,005	○子育て世帯への支援	
		母子生活支援施設入所事業	15
		償還金利子及び割引料	15
		過年度過誤納還付	15

3 款 民生費

3 款 民生費

2項 児童福祉費

[illegible]

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		令和 7 年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金
		10
		令和 7 年度児童入所施設措置費等府費負担金返還金
		5
		○就学前教育・保育の充実
		民間保育所等補助事業
		22,590
		償還金利子及び割引料
		22,590
		過年度過誤納還付
		22,590
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金
		7,834
		保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金過年度分返還金
		14,756
		病児・病後児保育事業
		791
		償還金利子及び割引料
		791
		過年度過誤納還付
		791
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金
		791
		保育士等確保事業
		662
		償還金利子及び割引料
		662
		過年度過誤納還付
		662
		保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金過年度分返還金
		662
		地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業
		158
		償還金利子及び割引料
		158
		過年度過誤納還付
		158
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金
		158
		○施策評価対象外事業

3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 保育園費	728,299	3,640	731,939				3,640
計	9,161,222	53,473	9,214,695	△2,707	0	0	56,180

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		児童手当支給事業 9,160
		償還金利子及び割引料 9,160
		過年度過誤納還付 9,160
		令和7年度児童手当国庫負担金返還金 9,160
		○施策評価対象外事業
		助産施設入所事業 359
		償還金利子及び割引料 359
		過年度過誤納還付 359
		令和7年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金
		239
		令和7年度児童入所施設措置費等府費負担金返還金
		120
		○施策評価対象外事業
		子育てのための施設等利用給付事業 270
		償還金利子及び割引料 270
		過年度過誤納還付 270
		子育てのための施設等利用給付交付金府負担金過年度分返還金
		90
		子育てのための施設等利用給付交付金国負担金過年度分返還金
		180
3 職員手当等	552	○就学前教育・保育の充実
11 需用費	3,088	公立認定こども園運営事業 3,640
		職員手当等 552
		通勤手当 552
		需用費 3,088
		修繕料 3,088
		施設等修繕料 3,088

3 款 民生費

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	千円 816,208	千円 131,615	千円 947,823	千円	千円	千円	千円 131,615
計	11,828,941	131,615	11,960,556	0	0	0	131,615

3 款 民生費

4 項 国民健康保険費

1 国民健康保険費	1,696,385	63	1,696,448				63
計	1,696,385	63	1,696,448	0	0	0	63

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	594,707	7,175	601,882				7,175
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
14 使用料及び賃借料	△1,406	○施策評価対象外事業 生活保護給付事業 131,615 使用料及び賃借料 △1,406 使用料及び賃借料（物件費） △1,406 庁内電子化基盤機器借上料 △1,406 償還金利子及び割引料 133,021 過年度過誤納還付 133,021 医療扶助費等国庫負担金過年度分返還金 131,650 生活保護費府費負担金過年度分返還金 593 生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金過年度分返還金 778
23 償還金利子及び割引料	133,021	

28 繰出金	63	○施策評価対象外事業 国民健康保険事業特別会計繰出金事務 63 繰出金 63 他会計への繰出金 63 職員給与費等分 63

23 償還金利子及び割引料	7,175	○子育て世帯への支援 未熟児養育医療給付事業 41 償還金利子及び割引料 41
---------------	-------	---

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,459,203	7,175	1,466,378	0	0	0	7,175

4 款 衛生費

2 項 清掃費

2 塵芥処理費	1,998,549	17,306	2,015,855				17,306
計	2,287,506	17,306	2,304,812	0	0	0	17,306

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		過年度過誤納還付 41
		令和 7 年度未熟児養育医療給付国庫負担金返還金 41
		○母子保健の充実
		妊娠・出産包括支援事業 623
		償還金利子及び割引料 623
		過年度過誤納還付 623
		令和 7 年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 623
		妊婦のための支援給付事業 6,511
		償還金利子及び割引料 6,511
		過年度過誤納還付 6,511
		令和 7 年度出産・子育て応援交付金返還金 2,400
		令和 7 年度妊婦のための支援給付事業費補助金返還金 61
		令和 7 年度妊婦のための支援交付金返還金 4,050

13 委託料	17,306	○快適に暮らせる生活基盤の整備
		クリーンセンター施設棟運転維持管理事業 17,306
		委託料 17,306
		施設等維持管理業務委託料（費用） 17,306
		ごみ焼却施設等包括管理運営業務委託料 17,306

4 款 衛生費

7 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
7 住宅市街地 総合整備事 業費	千円 8,275,408	千円 △7,847	千円 8,267,561	千円 △14,246 国庫支出金 △77,873 府支出金 63,627	千円 3,400 市債 3,400	千円 15,514 繰入金 15,514	千円 △12,515
計	13,545,049	△7,847	13,537,202	△14,246	3,400	15,514	△12,515

7 款 土木費

5 項 住宅費

3 市営住宅建 設基金費	342,553	77,665	420,218			77,665 諸収入 77,665	
計	1,622,974	77,665	1,700,639	0	0	77,665	0

9 款 教育費

1 項 教育総務費

2 事務局費	5,993,817	443,853	6,437,670		398,600		45,253
--------	-----------	---------	-----------	--	---------	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
17 公有財産購入費	千円 △150,000	千円 ○まちなみづくり 地震時等に著しく危険な密集市街地整備事業 282,576 公有財産購入費 △150,000 土地購入費 △150,000 公共用地購入費 △150,000 補償補填及び賠償金 432,576 補償補填及び賠償金（移転費用） 432,576 老朽建築物等補償費 432,576 密集市街地整備事業 △290,423 補償補填及び賠償金 △290,423 補償補填及び賠償金（移転費用） △290,423 老朽建築物等補償費 △290,423
22 補償補填及び賠償金	142,153	

25 積立金	77,665	○施策評価対象外事業 市営住宅建設基金積立事業 77,665 積立金 77,665 特定目的基金（固定資産） 77,665 基金積立金 77,665

9 旅費	116	○学校施設と教育環境の充実
15 工事請負費	442,832	学校適正配置推進事業 442,832

7 款 土木費 9 款 教育費

9 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
					市債 398,600		
3 教育振興費	432,804	403	433,207				403
5 教育センター費	5,296	1	5,297				1
計	6,447,153	444,257	6,891,410	0	398,600	0	45,657

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利息及び割引料	千円 905	千円 工事請負費 442,832 工事請負費（資産） 442,832 （仮称）第四中学校区小中一貫校他整備工事 442,832 G I G Aスクール構想推進事業 1,021 旅費 116 費用弁償 116 償還金利息及び割引料 905 過年度過誤納還付 905 令和2年度G I G Aネットワーク整備費補助金国庫補助金返還金 905
9 旅費	403	○学校教育の推進 きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 111 旅費 111 費用弁償 111 学校図書館司書配置事業 114 旅費 114 費用弁償 114 ○児童・生徒の健全育成 「チーム学校」支援体制充実事業 178 旅費 178 費用弁償 178
9 旅費	1	○学校教育の推進 教職員研修事業 1 旅費 1 費用弁償 1

9 款 教育費

9 款 教育費
4 項 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 教育振興費	千円 46,658	千円 321	千円 46,979	千円	千円	千円	千円 321
計	46,658	321	46,979	0	0	0	321

1 2 款 予備費
1 項 予備費

1 予備費	52,921	6,102	59,023				6,102
計	52,921	6,102	59,023	0	0	0	6,102

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利子及 び割引料	千円 321	千円
		○子育て世帯への支援
		保育所等給食費補助事業 208
		償還金利子及び割引料 208
		過年度過誤納還付 208
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金 208
		○施策評価対象外事業
		子育てのための施設等利用給付事業 113
		償還金利子及び割引料 113
		過年度過誤納還付 113
		子育てのための施設等利用給付交付金国負担金過年度分返還金 75
		子育てのための施設等利用給付交付金府負担金過年度分返還金 38

9 款 教育費 1 2 款 予備費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(296) 815	541,853	3,118,852	2,985,837	6,646,542	1,288,312	7,934,854	
補 正 前	(296) 815	541,853	3,118,775	2,985,240	6,645,868	1,288,312	7,934,180	
比 較	(-) -	-	77	597	674	-	674	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	本 年 度	93,420	425,717	206,937	90,945	110,736	885,965	749,352
	前 年 度	93,420	425,707	206,937	90,393	110,736	885,946	749,336
	比 較	-	10	-	552	-	19	16
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	本 年 度	65,028	355,833	-	734	1,170	-	
	前 年 度	65,028	355,833	-	734	1,170	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 739	2,931,611	2,686,224	5,617,835	1,142,933	6,760,768	
補 正 前	(3) 739	2,931,611	2,686,224	5,617,835	1,142,933	6,760,768	
比 較	(-) -	-	-	-	-	-	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	93,420	400,725	205,956	85,638	110,736	746,279	627,038
	補 正 前	93,420	400,725	205,956	85,638	110,736	746,279	627,038
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	65,028	349,514	-	720	1,170	-	
	補 正 前	65,028	349,514	-	720	1,170	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1 週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(293) 76	541,853	187,241	299,613	1,028,707	145,379	1,174,086	
補 正 前	(293) 76	541,853	187,164	299,016	1,028,033	145,379	1,173,412	
比 較	(-) -	-	77	597	674	-	674	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	-	24,992	981	5,307	-	139,686	122,314
	補 正 前	-	24,982	981	4,755	-	139,667	122,298
	比 較	-	10	-	552	-	19	16
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	6,319	-	14	-	-	
	補 正 前	-	6,319	-	14	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	77	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	77		
職 員 手 当	597	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	597	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	—	給与改定に伴う増減分	—		
		昇給に伴う増加分	—		
		その他の増減分	—		
職 員 手 当	—	制度改正に伴う増減分	—		
		その他の増減分	—		

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	—	報酬改定に伴う増減分	—		
		その他の増減分	—		
給 料	77	給与改定に伴う増減分	—		
		その他の増減分	77		
職 員 手 当	597	制度改正に伴う増減分	—		
		その他の増減分	597	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
庁舎別館分館不要物収集 運搬処分業務委託	37,741	-	-	令和8年度 ） 令和9年度	37,741	-	-	-	37,741
幼保連携型認定こども園 給食調理業務委託	83,853	-	-	令和8年度 ） 令和11年度	83,853	-	-	-	83,853
生活保護システムサー バー借上事業	19,212	-	-	令和9年度 ） 令和10年度	19,212	-	-	-	19,212
廃棄物処理施設整備基本 方針策定支援業務委託	24,090	-	-	令和8年度 ） 令和9年度	24,090	-	-	-	24,090
ごみ焼却施設等基幹的設 備改良工事及び包括管理 運営事業 （令和8年度物価上昇対 応分）	69,435	-	-	令和9年度 ） 令和12年度	69,435	-	-	-	69,435

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	38,264,253	55,135,104	13,598,700	4,782,912	63,950,892
(1) 総務債	4,901,964	4,505,384	425,100	681,273	4,249,211
(2) 民生債	1,684,892	2,342,747	180,600	205,267	2,318,080
(3) 衛生債	3,909,075	3,564,142	23,700	694,838	2,893,004
(4) 商工債	8,600	8,600	—	1,060	7,540
(5) 土木債	3,559,945	4,422,442	5,917,800	375,143	9,965,099
(6) 公営住宅債	14,057,041	14,419,076	1,809,400	2,176,927	14,051,549
(7) 消防債	79,403	111,693	57,100	10,034	158,759
(8) 教育債	10,063,333	25,761,020	5,185,000	638,370	30,307,650
2. 災害復旧	5,601	4,488	—	1,113	3,375
(1) 衛生債	4,788	3,838	—	950	2,888
(2) 土木債	813	650	—	163	487
3. その他	18,360,504	16,621,623	—	1,877,060	14,744,563
(1) 減税補てん債	20,509	4,740	—	4,740	—
(2) 臨時財政対策債	18,195,105	16,293,008	—	1,863,300	14,429,708
(3) 減収補てん債	144,890	323,875	—	9,020	314,855
合 計	56,630,358	71,761,215	13,598,700	6,661,085	78,698,830

議案第67号

令和8年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和8年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,857,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	1,710,949	63	1,711,012
	1 一般会計繰入金	1,696,385	63	1,696,448
8	繰越金	0	187,856	187,856
	1 繰越金	0	187,856	187,856
歳 入 合 計		13,670,080	187,919	13,857,999

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	413,261	63	413,324
	1 総務管理費	413,154	63	413,217
6	諸支出金	13,200	7,500	20,700
	1 償還金及び還付加算金	13,200	7,500	20,700
7	予備費	90,000	△7,500	82,500
	1 予備費	90,000	△7,500	82,500
8	基金積立金	0	187,856	187,856
	1 基金積立金	0	187,856	187,856
歳 出 合 計		13,670,080	187,919	13,857,999

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	1,696,385	63	1,696,448
計	1,696,385	63	1,696,448

8 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	0	187,856	187,856
計	0	187,856	187,856

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員給与費等 繰入金	千円 63	職員給与費等繰入金	千円

1 前年度繰越金	187,856	前年度繰越金

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 410,180	千円 63	千円 410,243	千円	千円	千円 63 繰入金 63	千円
計	413,154	63	413,217	0	0	63	0

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

1 一般被保険者保険料還付金	13,000	7,500	20,500				7,500
計	13,200	7,500	20,700	0	0	0	7,500

7 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	90,000	△7,500	82,500				△7,500
計	90,000	△7,500	82,500	0	0	0	△7,500

8 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1 国民健康保険財政調整基金積立金	0	187,856	187,856				187,856
-------------------	---	---------	---------	--	--	--	---------

節		説 明
区 分	金 額	
9 旅費	千円 63	千円 ○健康保険制度の適正な運営 健康保険管理事業 63 旅費 63 費用弁償 63

23 償還金利子及び割引料	7,500	○効率的・効果的な行政運営 収納管理事業 7,500 償還金利子及び割引料 7,500 過年度過誤納還付 7,500 一般被保険者保険料還付金 7,500

25 積立金	187,856	○施策評価対象外事業 国民健康保険財政調整基金積立事業 187,856 積立金 187,856 財政調整基金（流動資産） 187,856
--------	---------	---

国民健康保険事業特別会計

8 款 基金積立金
1 項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	0	187,856	187,856	0	0	0	187,856

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円 基金積立金 187,856

国民健康保険事業特別会計

議案第68号

令和8年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,497,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	3,757,533	4,679	3,762,212
	2 国庫補助金	1,084,233	4,679	1,088,912
5	府支出金	1,984,402	2,618	1,987,020
	2 府補助金	46,511	2,618	49,129
7	繰入金	2,470,354	14,243	2,484,597
	1 一般会計繰入金	2,470,354	14,243	2,484,597
9	繰越金	0	357,819	357,819
	1 繰越金	0	357,819	357,819
歳 入 合 計		15,117,682	379,359	15,497,041

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	386,801	12,463	399,264
	1 総務管理費	242,124	12,463	254,587
3	地域支援事業費	316,447	60	316,507
	2 包括的支援事業・任意事業費	103,147	60	103,207
4	基金積立金	174,404	265,845	440,249
	1 基金積立金	174,404	265,845	440,249
7	諸支出金	47,994	100,991	148,985
	1 償還金及び還付加算金	10,100	100,991	111,091
歳 出 合 計		15,117,682	379,359	15,497,041

1 総括
(歳入)

-104-

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入
3 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業交付金	千円 93,028	千円 4,679	千円 97,707
計	1,084,233	4,679	1,088,912

5 款 府支出金
2 項 府補助金

1 地域支援事業交付金	46,511	2,618	49,129
計	46,511	2,618	49,129

節		説	明
区 分	金 額		
1 地域支援事業 交付金（介護 予防・日常生 活支援総合事 業）	千円 2,231	過年度分	千円
2 地域支援事業 交付金（介護 予防・日常生 活支援総合事 業以外）	2,448	現年度分 過年度分	23 2,425

1 地域支援事業 交付金（介護 予防・日常生 活支援総合事 業）	1,394	過年度分	
2 地域支援事業 交付金（介護 予防・日常生 活支援総合事 業以外）	1,224	現年度分 過年度分	11 1,213

介護保険事業特別会計

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業繰入金	千円 46,511	千円 11	千円 46,522
3 低所得者保険料軽減繰入金	259,633	1,769	261,402
4 その他一般会計繰入金	390,676	12,463	403,139
計	2,470,354	14,243	2,484,597

9 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	0	357,819	357,819
計	0	357,819	357,819

節		説	明
区 分	金 額		
1 地域支援事業 繰入金	千円 11	地域支援事業繰入金	千円
1 低所得者保険 料軽減繰入金	1,769	低所得者保険料軽減繰入金 低所得者保険料軽減繰入金（過年度分）	1,765 4
1 事務費繰入金	12,463	事務費繰入金	

1 前年度繰越金	357,819	前年度繰越金

介護保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 242, 124	千円 12, 463	千円 254, 587	千円	千円	千円 12, 463 繰入金 12, 463	千円
計	242, 124	12, 463	254, 587	0	0	12, 463	0

3 款 地域支援事業費

2 項 包括的支援事業・任意事業費

3 認知症総合 支援事業費	21, 599	60	21, 659	34 国庫支出金 23 府支出金 11		11 繰入金 11	15
計	103, 147	60	103, 207	34	0	11	15

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1 介護給付費 等準備基金 積立金	174, 404	265, 845	440, 249				265, 845
計	174, 404	265, 845	440, 249	0	0	0	265, 845

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 12,463	千円 ○高齢者への支援 介護保険管理事業 12,463 委託料 12,463 各種業務委託料（費用） 12,463 住民情報システム等改修業務委託料 12,463

9 旅費	60	○高齢者への支援 認知症総合支援事業 60 旅費 60 費用弁償 60

25 積立金	265,845	○施策評価対象外事業 介護給付費等準備基金積立事業 265,845 積立金 265,845 特定目的基金（固定資産） 265,845 基金積立金 265,845

介護保険事業特別会計

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 償還金	千円 0	千円 100,991	千円 100,991	千円	千円	千円	千円 100,991
計	10,100	100,991	111,091	0	0	0	100,991

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
23 償還金利子及 び割引料	100,991	○施策評価対象外事業
		介護保険事業
		介護保険事業
		償還金利子及び割引料
		過年度過誤納還付
		介護給付費負担金国庫負担金返還金
		介護給付費交付金支払基金交付金返還金
		介護給付費負担金府費負担金返還金
		地域支援事業支援交付金支払基金交付金返還金

介護保険事業特別会計

議案第69号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 きた おか しん た ろう
北 岡 慎 太 郎

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員北岡慎太郎の任期が令和8年12月13日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [redacted] [redacted]

職歴

1 [redacted] [redacted]
[redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]
[redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]
[redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

議案第70号

教育委員会委員の任命について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 まつ みや しん ご
松 宮 新 吾

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市教育委員会委員松宮新吾の任期が令和8年9月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

1		
1		
1		

職 歴

1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

認定第 1 号

令和 7 年度門真市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 7 年度門真市の一般会計、国民健康保険事業特別会計、都市開発資金特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

門真市長 宮本 一孝

認定第 2 号

令和 7 年度門真市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、令和 7 年度門真市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

門真市長 宮本 一孝

認定第 3 号

令和 7 年度門真市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、令和 7 年度門真市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

門真市長 宮本 一孝

